

令和2年7月22日

保護者 各位

弘前学院大学  
学長 吉岡 利忠

## 本学の新型コロナウイルス感染症の対策について（お知らせ）

本学は、令和2年4月8日より授業を開始することにしておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、4月22日まで臨時休校としました。

なお、この間に政府の新型インフルエンザ等対策本部において、4月16日全国都道府県に対して「緊急事態宣言」が発出されました。このため、緊急事態宣言解除までの5月6日までさらに臨時休校の措置をとりました。

現在、5月7日より授業を開始しており、大学は平常の状態に戻りつつありますが、新型コロナウイルス感染症対策については万全を期し、「安全・安心」の場であることを構築しなければなりません。

本県においては、7月9日に約2か月ぶりに青森市において28人目の新型コロナウイルス感染者が報告され、その後3名が感染し現在31人目であります。新型コロナウイルス感染者の数は、全国緊急事態宣言に基づく自粛により一時期全国的に減少傾向が見られましたが、解除後、東京を含む関東周辺および大都市では、その勢いは減速せず感染数が増しているのが現状であります。このためコロナの2波・3波が危惧され、再び政府が全国に緊急事態宣言を発出する可能性が想定されます。

これまで、本学の新型コロナウイルス感染症（以下、コロナという）の対策については、保護者の皆様にお知らせしておりませんでした。以下に、本学のコロナに対する取り組みについてお知らせし、保護者の皆様と情報を共有しコロナ防止対策に努めてまいりたいと思いますので、よろしくご協力ご支援をお願いいたします。

### 1 【対応について】

- ① 学生・教職員、保護者の皆様、本学の利用者全ての健康を第一として対応いたします。

- ② 青森県・弘前市・地域におけるコロナの発生状況を踏まえ迅速に情報を的確に収集し、対応いたします。
- ③ コロナ防止対策の一環として、AI 機器の導入を積極的に行い、コロナ未然防止に努めます。
- ④ 弘前市とは密接な連携を図り、情報を共有しコロナ防止に努めます。
- ⑤ コロナに関しては、本学の危機管理委員会で迅速に対応し、コロナ防止に努めます。

## 2【学生・教職員に対して】

### ① 県をまたいでの移動

現在、県をまたいでの移動の規制はないが、感染者数の高い地域の移動は極力避けること。ただし、「就職試験」等で、同上地域に止むを得ず出向く時は、十分コロナ感染に備え、帰宅後は毎日検温するなどすくなくとも2週間は健康状態をチェックし、万が一に備えて、移動手段、接触者の数や「就職試験」等の実施状況をメモしておくこと。

### ② 外 出

ア)「不要不急」の外出自粛。ただし、止むを得ず外出する時は、地域・会場・周辺環境等を考慮し、「マスク着用」や「手洗い」、「3密」を避けるなど自らコロナ感染防止に努めること。

イ)「飲食店」を利用する場合は、多人数での会食や対面は避け、会話は控えめに、ソーシャルデスタンスを取り、横並びや互い違いに座るなど飛沫感染防止に努めること。

ウ)「買い物」をする場合は、サンプルなど展示品への接触は控え、事前に購入するものを計画し、できればすいた時間や電子決済を利用し、短時間の買い物とレジに並ぶときは前後を開けることを心掛けること。

エ)「公共交通機関」を利用する場合は、会話は控えめに、できれば隣人と距離（1 m）を取り、混んでいる時間は避けることを心掛けること。

オ)「劇場・映画館」に出かける時は、座席の間隔がゆったりと取られていることや換気が十分行われており、マスク着用の義務付けなど、「3密」を避ける事を行っている施設を利用すること。

カ)「イベント・セミナー」への参加は、クラスターが発生しやすい環境にあるので極力参加は避けること。ライブ配信やオンデマンド配信を利用し、て代替とすること。

### ③ 自 宅

ア) 学生及び家族が体調不良の場合は、健康観察を行い医療機関にて受診しその判断を医療機関に委ねる。仮に家族に濃厚接触者がいる場合は、状況を判断して「出校停止」を適用し、2週間健康観察を行い大学に随時経過を報告すること。

イ) コロナ感染症については、家族間で情報を共有し、家族間であっても「3密」を回避する行動指針を持つこと。

## 3【授 業】

① 現在、「3密」を回避しながら対面授業を行っている。また、マスク着用や手洗いを義務付けている。

② 体調不良の場合は、学部の担当教員か事務室（主担当学生課）に必ず報告をすること。また、それに伴う出欠については、最終的に学長が状況を判断して決定するが、コロナの濃厚接触者の場合は2週間の「出校停止」とする。

③ コロナ感染症防止策については、あらゆる手段を講じて対応していかなければならない。その一手段として、出校してきた時は、必ず手の消毒と顔認証機能付 AI サーマルカメラで体温を測定し、体調管理に努め高熱の場合は事務室に無線で連絡すること。

## 4【学生の出欠の取扱い】


① 学生がコロナに感染した場合（PCR 検査の結果、陽性と診断された人）  
… 学校保健安全第19条に基づき治癒するまで出校を禁止する。

② 学生がコロナに感染していない場合（発熱や咳などの症状が出ている場合）  
… 状況に応じて、2週間の出校を禁止（経過観察）とする。

- ③ 同居する家族がコロナに感染した場合は、濃厚接触者と特定し2週間の出校停止(検査・経過観察)とする。

## 5【報告相談窓口】

大学事務室でコロナ全般について、報告相談を受付けております。

大学事務室 電話番号  0172-34-5211 (代)
① 学生課 (主担当)      ② 総務課      ③ 学務課

## 6【本学でコロナ感染者が出た場合】

- ① 大学ホームページ等に一報を掲載いたします。
- ② 大学構内に、コロナ感染の一報を掲示いたします。
- ③ 保護者の皆様には、感染の経緯等を紙面で報告いたします。
- ④ コロナ感染の詳細について学長・事務長がPTA役員に説明いたします。
- ⑤ 保護者の皆様の「不安要素」を解消するため、コロナ感染に関する情報は適宜お知らせいたしますので、保護者の皆様のご協力とご支援を節にお願いいたします。